

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付のご案内



母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付とは

母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸ししています。



貸付けを申請できる方は

- 1 母子家庭の母及び父子家庭の父（原則として生計中心者）
20歳未満の子を扶養している方で、次のいずれかに該当する方
 - （1）配偶者が死亡または配偶者と離婚し、現に結婚していない方
 - （2）配偶者の生死が不明または配偶者から遺棄※されている方
※遺棄の状態が1年以上継続すると認められる場合に限ります。
 - （3）配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない方
 - （4）配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって働けない方
 - （5）配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
 - （6）婚姻によらないで母または父となり、現に結婚していない方
- 2 父母のない、20歳未満の子
- 3 寡婦（現在子を扶養していない場合、所得制限があります。）
かつて母子家庭の母であった方で、現在も上記1（1）～（6）のいずれかに該当する方
- 4 離婚等で配偶者のいない40歳以上の女性であって、1または3以外の方
（現在子を扶養していない場合、所得制限があります。）
- 5 1及び3に該当する方の子（修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金のみ）

※ 3または4に該当し、現在子を扶養していない方…前年の所得額（1月1日から5月31日までに申請する場合は前々年の所得額）が、2,036,000円以下の方が対象です。



資金一覧

令和7年4月1日から適用

資金の内容		利用対象	貸付限度額（円）		貸付期間	据置期間	償還期間	利率／年
就学支度	子の入学、または修業施設への入所に必要な入学金、被服等を購入するための費用等 （入学する月の末日まで申請可能） （大学等及び大学院は受験料、被服費等を含む）	子	小学校（所得税が非課税の方）	64,300	－	卒業後 6か月	5年以内	無利子
			中学校（所得税が非課税の方）	81,000				
			国公立高等学校等 ※1	150,000				
			私立高等学校等 ※1	410,000				
			国公立大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）※1	420,000				
			私立大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）※1	580,000				
			修業施設 ※1	272,000				
修学	子が高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等	子	右表「修学資金貸付限度額（月額）」のとおり		修学 期間中	卒業後 6か月	右表の とおり	
修業	子が起業または就職するのに必要な知識等を習得するための資金	子	・月額 68,000 ・高校在学中に就職のため、自動車運転免許を取得することが必要である場合 460,000	知識等習得期間中 5年以内	知識技能習得後 1年	6年以内		
就職支度	母、父、寡婦または20歳未満の子の就職に際して必要な被服等を購入するための資金	母・父・寡婦 20歳未満の子	・通常の場合 110,000 ・自動車を購入する場合 340,000 （内訳：通常分110,000＋自動車購入分230,000）	－	1年	6年以内		
技能習得	母、父または寡婦が自ら事業を開始、または就職するために必要な知識・技能を習得するための資金	母・父・寡婦	・月額 68,000 ・自動車運転免許を取得する場合 460,000	知識技能習得期間中 5年以内	知識技能習得後 1年	10年以内		
医療介護	（医療分） 母、父、寡婦または20歳未満の子に係る医療費の自己負担分、通院に要する交通費等。ただし治療期間1年以内	母・父・寡婦 20歳未満の子	・通常の場合 340,000 ・所得税が非課税である場合 480,000	－	医療または介護を受ける期間満了後 6か月	5年以内		
	（介護分） 母、父または寡婦が介護を受けるために必要な資金。ただし、介護期間1年以内	母・父・寡婦	500,000					
生活	技能習得している間の生活を維持するために必要な資金	母・父・寡婦	・月額 141,000	5年以内	習得期間満了後 6か月	10年以内	無利子 または 1％※2	
	医療介護 医療または介護を受けている間の生活を維持するために必要な資金		・月額 114,000 （生計中心者ではない場合または寡婦で現に扶養する子がない場合 76,000	1年以内	医療または介護を受ける期間満了後 6か月	5年以内		
			失業 失業している期間の生活を維持するために必要な資金	・月額 114,000 （生計中心者ではない場合または寡婦で現に扶養する子がない場合 76,000	失業した日から 1年以内			5年以内
	生活安定 ひとり親になって7年未満の方で生活安定を図るために必要な資金	母・父	・月額 114,000 （生計中心者ではない場合 76,000 ・養育費取得のための裁判費用の場合 1,368,000 （12月分相当額を一括貸付）	ひとり親となって7年になるまで（最長2年）	貸付期間満了後 6か月	8年以内		
	家計急変 児童扶養手当を受給していない母または父が家計急変し、収入激変緩和のために必要な資金		児童扶養手当に準拠した額（全部支給の額）の範囲内			原則3か月（最長1年）		10年以内
転宅	転宅に必要な敷金、運送費等の資金	母・父・寡婦	260,000		－	6か月	3年以内	
住宅	住宅を建設、購入、保全、改築、増築するために必要な資金	母・父・寡婦	・通常の場合 1,500,000 ・災害等により住宅が全壊した場合等 2,000,000	－	6か月	6年以内		
			母・父・寡婦 母子・父子福祉団体	3,580,000 5,370,000	－	1年	7年以内	
事業開始	事業を開始するのに必要な設備・什器・機械等を購入するための資金	母・父・寡婦 母子・父子福祉団体	3,580,000 5,370,000	－	1年	7年以内		
事業継続	現在営んでいる事業に必要な商品・材料等を購入するなど、事業を継続するために必要な資金	母・父・寡婦 母子・父子福祉団体	1,790,000	－	6か月	7年以内		
結婚	子の結婚に必要な資金	子	330,000	－	6か月	5年以内		

※1 就学支度資金(高等学校、大学短大等)の貸付限度額は、自宅外通学の場合、上記の額に1万円加算した額が限度額となります。

※2 無利子または1%…連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は、据置期間経過後年率1.0%の利子が付きます。

修学資金貸付限度額（月額）

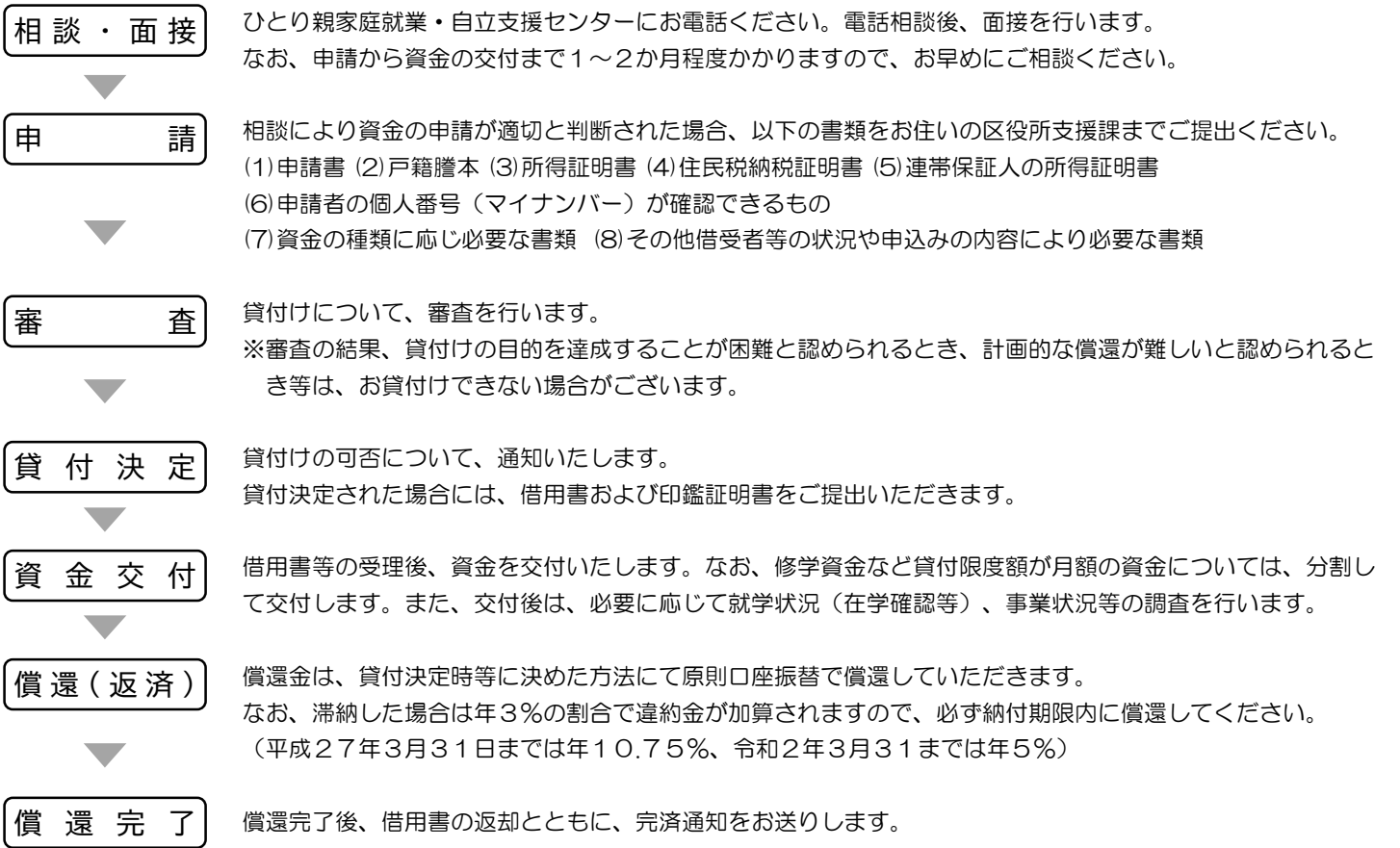
単位：円

学校等種別			学年別		1年	2年	3年	4年	5年	償還期間
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自 宅 通 学	27,000	27,000	27,000				原則として 貸付期間の 2倍	
		自 宅 外 通 学	34,500	34,500	34,500					
	私 立	自 宅 通 学	45,000	45,000	45,000					
		自 宅 外 通 学	52,500	52,500	52,500					
高等専門学校	国公立	自 宅 通 学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	原則として 貸付期間の 3倍		
		自 宅 外 通 学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500			
	私 立	自 宅 通 学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500			
		自 宅 外 通 学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000			
専修学校（専門課程）	国公立	自 宅 通 学	67,500	67,500	67,500	67,500		原則として 貸付期間の 3倍		
		自 宅 外 通 学	78,000	78,000	78,000	78,000				
	私 立	自 宅 通 学	89,000	89,000	89,000	89,000				
		自 宅 外 通 学	126,500	126,500	126,500	126,500				
短期大学	国公立	自 宅 通 学	67,500	67,500				原則として 貸付期間の 3倍		
		自 宅 外 通 学	96,500	96,500						
	私 立	自 宅 通 学	93,500	93,500						
		自 宅 外 通 学	131,000	131,000						
大学	国公立	自 宅 通 学	71,000	71,000	71,000	71,000		原則として 貸付期間の 2.5倍		
		自 宅 外 通 学	108,500	108,500	108,500	108,500				
	私 立	自 宅 通 学	108,500	108,500	108,500	108,500				
		自 宅 外 通 学	146,000	146,000	146,000	146,000				
大学院	修 士 課 程		132,000	132,000				20年以内		
	博 士 課 程		183,000	183,000	183,000					
専修学校（一般課程）			54,000	54,000		原則として貸付期間の2倍				

- ※ 1 対象は学校教育法に規定する学校に限ります。
- ※ 2 学校の正規の修学年限が上記の表を超える場合も、各学校等種別の貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。



相談・貸付けから償還(返済)までの流れ





貸付けの申請にあたって

- 1 就学支度資金、修学資金、修業資金及び就職支度資金（子の就職費用）を借りる場合は、お子さんが連帯借受者（申請者と同様に借受者となり返済義務を負う者）となります。お子さん本人が借りる場合※は、母または父を連帯保証人とします。
※ 18歳未満の子の場合は、法定代理人の同意が必要です。また、小学校・中学校の就学支度資金は、お子さん本人が借受者となることはできません。
- 2 市で、生活状況や返済能力等を調査・審査の上、貸付けを決定します。審査の結果、お貸付けできない場合もございますのであらかじめご了承ください。
また、貸付額は、必要経費及び貸付限度額の範囲内で償還可能な額となります。
- 3 日本学生支援機構から授業料減免、給付型奨学金及び貸与型奨学金による支援を受けている場合は、その支援月額と母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸付けを行います。
- 4 修学資金または就学支度資金を利用している人が、申請後、日本学生支援機構から入学金・授業料減免及び給付型奨学金を受けることになったときは、支援額に相当する額を償還していただきます。



問合せ・受付窓口

問合せ		TEL	FAX
ひとり親家庭就業・ 自立支援センター (さいたま市役所子育て支援課内)	浦和区常盤6-4-4	829-1948	829-1960

※ ひとり親家庭就業・自立支援センターには母子・父子自立支援員及びひとり親家庭就業・生活相談員がおり、母子・父子・寡婦福祉資金に関することをはじめ、ひとり親家庭等の各種生活相談に応じています。まずはお電話でご相談ください。

受 付		TEL	FAX
西 区 役 所 支 援 課	西区西大宮3-4-2	620-2661	620-2766
北 区 役 所 支 援 課	北区宮原町1-852-1	669-6061	669-6166
大 宮 区 役 所 支 援 課	大宮区吉敷町1-124-1	646-3061	646-3166
見 沼 区 役 所 支 援 課	見沼区堀崎町12-36	681-6061	681-6166
中 央 区 役 所 支 援 課	中央区下落合5-7-10	840-6061	840-6166
桜 区 役 所 支 援 課	桜区道場4-3-1	856-6171	856-6276
浦 和 区 役 所 支 援 課	浦和区常盤6-4-4	829-6139	829-6239
南 区 役 所 支 援 課	南区別所7-20-1	844-7171	844-7276
緑 区 役 所 支 援 課	緑区大字中尾975-1	712-1171	712-1276
岩 槻 区 役 所 支 援 課	岩槻区本町3-2-5	790-0162	790-0266